

弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話(第84回)

事業承継時の所在不明株主対策、5年が1年に短縮

2021.09.28

中小企業経営者の高齢化が問題になっています。その対策として事業承継の円滑化を図ることなどを目的として、いわゆる経営承継円滑化法(正式名称:「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」)が用意されています。今回、その一部が改正され、2021年8月2日より施行されました。

中小企業が株式会社の形態で経営されている場合、所在が分からなくなった株主が存在することによって、円滑な事業承継が妨げられるケースが生じることがあります。所在不明株主に関しては、会社法が規定を置いており、5年以上音信不通の株主の株式については、会社が買い取るなどができることとされています。しかし、「5年」という期間の長さが、事業承継の際に、この手続きを利用する上でのハードルになっているとの指摘もありました。

そこで、今回施行された改正法は、こうした所在不明株主に関する会社法の規定に特例を設けて、事業承継のニーズの高い株式会社に限って、上記「5年」を「1年」に短縮しようというものです。

本稿では、この経営承継円滑化法の改正について、概要を解説します。

経営承継円滑化法の概要

まずは、経営承継円滑化法の概要について見てみましょう。改正前の経営承継円滑化法は、事業承継に伴って生じることのある下記3つの問題に対応するために、それぞれ支援措置を設けていました。

	生じることのある問題	支援措置とその具体的内容
ケース1	後継者以外の相続人が遺留分（最低限認められる相続人の取り分）を有しており、後継者に対して、株式や事業用資産を集中して承継させることができない。	遺留分に関する民法の特例 後継者の取得した株式・事業用資産の価額を、遺留分を算定するための財産の価額から除外する合意を認めるなど。
ケース2	事業承継にあたり、株式や事業用資産を買い取りたいが資金が不足している。	融資と信用保証の特例 日本政策金融公庫などによる特別の融資制度、および信用保証協会の通常の保証枠とは別枠の用意。
ケース3	株式、事業用資産の承継で生じる贈与税や相続税の負担が大きい。	事業承継税制 一定の場合に贈与税・相続税の納税が猶予または免除。

※改正経営承継円滑化法は、この3つの支援措置に対して、4つ目の支援措置＝所在不明株主の保有する株式の競売・売却に関する特例（会社法特例）を加えたものです

所在不明株主に関する会社法の規定

特例が設けられることとなった会社法の制度、すなわち「所在不明株主の保有する株式の競売・売却に関する制度」とは、次のようなものです。

株式会社は、【1】株主名簿上の株主に対する通知・催告が5年以上継続して到達せず、かつ、【2】その株主が継続して5年以上剰余金の配当を受領しない場合に、その所在不明株主が保有する株式の競売または売却が可能になるという制度です。

株式を売却する場合、その株式の全

部または一部を自社で買い取ることも可能です。

この買い取りは、取締役会設置会社では取締役会の決議によって決定します。

競売代金または売却代金は、受け取るべき株主が所在不明であることから、法務局に供託されることになります。

<所在不明株主の保有する株式の競売・売却に関する制度>

【1】株主名簿上の株主に対する通知・催告が、
5年以上継続して到達しない

【2】その株主が、継続して5年以上剰余金の配当を受領しない



その所在不明株主が保有する株式につき、競売・売却
(自社による買取りを含む)が可能

※なお、非上場会社の株式の場合、売却には裁判所の許可が必要

これは、所在不明株主が増えると、株主総会決議の成立に支障を来し、会社の運営が困難になる場合も生じ得ることなどから設けられた制度です。

改正経営承継円滑化法による会社法の特例… 続きを読む